

42 国税庁の使命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

■ 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第 19 条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすくて確実に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

■ 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

1 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

2 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要なとされる専門知識の習得に努める。

今 後 の 取 組

■ 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

43 平成23事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書(抄)

Ⅱ 平成23事務年度 実績の評価書

2 「実績の評価の目標」ごとの実績の評価書

○ 実績目標 1 : 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

○ 業績目標 1-2-1 : 税務行政の執行に当たっては、法令を適正に適用し、納税者の理解が得られるよう努めます。

1. 業績目標に関する基本的考え方

適正・公平な課税を実現するため、税務行政の執行に当たっては、関係法令を適正に適用し、均一・均質な行政となるよう努めます。また、守秘義務を遵守するなど納税者の皆様の理解が得られるよう努めます。

2. 平成23事務年度の事務運営の報告

(3) 酒類の製造及び販売業免許の適正かつ迅速な処理

[平成23事務年度実施計画]

酒類の製造及び販売業免許は、酒税の円滑な確保を図るため設けられており、酒類の製造及び販売業を行うためには免許を受ける必要があります。

免許の申請等に対しては、親切かつ丁寧な説明を行うとともに、透明・公平かつ迅速な処理に努めます。

また、酒類業者の的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消しを行うなど適切な管理に努めます。

[施策の実施状況]

酒類の製造及び販売業免許の処理については、申請者に対して親切かつ丁寧な説明を行うとともに、免許の要件について適正・厳格な審査を行うなど透明・公平かつ迅速な処理に努めました。

また、酒類業者の的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消しを行うなど適切な免許管理に努めました。

○参考指標 1-42 : 酒類の製造及び販売業免許場数の推移

(単位：場)

会計年度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
酒類製造 免許場数		3,150	3,116	3,090	3,106	2,726
酒類販売業 免許場数	卸売業	内11,683 13,373	内11,346 12,945	内10,966 12,498	内10,487 12,062	内9,789 11,136
	小売業	179,624	178,016	176,773	175,132	158,608

(出所) 「国税庁統計年報書」(長官官房企画課)

(注1) 各会計年度末現在の状況です。

(注2) 一製造場で複数の酒類の免許を有しているものについては、1場として集計しています。

(注3) 酒類卸売業免許場数の内書は卸売業と小売業の兼業場です。

(注4) 酒類小売業免許場数は、販売できる酒類の範囲の条件が全酒類であるものです。

(注5) 平成23年度は暫定値です。

(新) ○参考指標 1-43：酒類の製造及び販売業免許の処理件数等

(単位：件、%)

会計年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
付与件数	(100.0) 31,225	(100.0) 31,907	(100.0) 28,245	(100.0) 27,769	(100.0) 30,093
特区法に基づくもの	36	21	16	28	18

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 平成19年度の実績値は、事務年度にて集計。

(注2) 「付与件数」欄の()書きは、酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内(免許の酒類及び申請等の内容により異なりますが、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内)に処理した割合を示します。

(注3) 「特区法に基づくもの」は、構造改革特別区域法に基づく酒類製造免許付与件数を示します。

3. 平成22事務年度実績の評価結果の平成23事務年度施策等への反映状況

課税・徴収事案の処理に当たっては、事実認定と法令の解釈・適用を適切かつ迅速に行うことなどにより、適正・公平な課税の実現と迅速な処理に努め、また、地価動向を的確に反映した路線価等の評定のため、情報の的確な収集や標準地の適切な配置等を行いました。

酒類の製造及び販売業の免許については、適正かつ迅速な処理に努めた結果、標準処理期間内に処理することができました。また、休造中の酒類製造場や休業中の酒類販売場についての的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消しを行うなど、適切な免許管理に努めました。

加えて、税務行政に対する納税者の皆様の理解と信頼を得られるように守秘義務の遵守等に努めました。

4. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

目標を巡る現状・外部要因等の動向については、「2. 平成23事務年度の事務運営の報告」において、業績指標・参考指標と併せて記述しています。

5. 今後の施策等に反映すべき事項

(1) 施策への反映に向けた提言

課税・徴収事案の処理に当たっては、引き続き、関係法令を適正に適用し、事実認定と法令の解釈・適用を適切かつ迅速に行うことにより、適正・公平な課税の実現を目指し、所得税還付申告書の処理等に当たっては、効率的かつ的確な事務処理に努めます。また、地価動向を的確に反映した路線価等の評定のため、情報の的確な収集や標準地の適切な配置等に努めます。

酒類の製造及び販売業の免許については、事務処理手順の一層の効率化を図り、適正かつ迅速な処理に努めます。また、休造中の酒類製造場や休業中の酒類販売場についての的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消しを行うなど、適切な免許管理に努めます。

加えて、税務行政に対する納税者の皆様の理解と信頼を得られるよう、引き続き、守秘義務の確実な遵守等に努めます。

(2) 平成25年度予算要求等への反映

法令を適正に適用し納税者の皆様の理解を得るために必要な経費の確保に努めます。

○ 実績目標 2：酒類業の健全な発達の促進

1. 実績目標に関する基本的考え方

国税庁においては、酒類業の業種所管庁として、酒税の保全及び酒類業の健全な発達に努めています。

そのため、酒類の公正な取引環境の整備を図るほか、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の多様化などの社会経済情勢の変化に対応し、消費者、製造業、販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応するよう努めます。

2. 重点的に進める施策

該当なし

3. 平成23事務年度の事務運営の報告

(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応策

[平成23事務年度実施計画]

「食の安心・安全」に対する消費者の関心は引き続き高いことから、生産から消費まですべての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図り、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう以下の施策を行います。

イ 消費者が購入する段階である小売販売場から市販酒類を買い上げ、添加物などの安全性にかかる成分、品質等を調査し、その結果を酒類製造者及び消費者に対して情報提供します。

また、市販酒買上げ調査の結果等を踏まえて製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施し、製造工程の改善に関する相談については、満足度に関するアンケート調査の結果を踏まえながら内容の充実を図ります。

ロ 国内外において取り上げられている酒類の安全性にかかる成分について実態把握を行い、必要に応じて国際的な議論に参画するなどの適切な対応を取るとともに、関連情報の提供を行います。

(注) 食品の成分等に関する国際規格を定めているコーデックス委員会において、近年、酒類の安全性にかかる成分についての議論が続いています。

ハ 消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類業者に対して酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項の確認調査や市販酒買上げ調査で把握した表示等について、適正な表示がなされていない場合には、是正指導を行います。

ニ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に伴い、酒類業者に対して同法に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務が適正に履行されるよう適切な指導を行います。

[施策の実施状況]

消費者に良質で安全な酒類が提供できるよう、生産・流通・消費のすべての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図りました。

イ 市販酒類買上げ調査

市販されている酒類を買い上げて理化学分析や品質評価等を行い、酒類の安全性・品質の確認を行うとともに、アルコール分などの表示等の適正性の確認を行いました。

確認の結果、ごく一部の商品において、食品衛生法で使用基準がある食品添加物について問題のある酒類が把握されたことから、その酒類を製造した酒類製造者等に対して、問題が解決するよう指導等に努めました。

また、分析等の集計結果については、国税庁ホームページの「全国市販酒類調査の結果について」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyo/seibun/2011/01.htm>)で公表しました。

ロ 酒類製造業者の製造工程の改善等に関する指導相談

市販酒類の買上げ調査の結果や業界全体の課題等を踏まえ、酒類製造業者に対し、独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総合研究所」といいます。）の研究成果を活用しつつ、酒類の安全性の確保と品質水準の向上のため、製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施しました。

技術相談については、平成23年度は、放射性物質に対する酒類の安全性確保を目的とし、安全な酒類製造を進める上での技術的疑問点などに関する技術相談に対応しました。この結果、指導相談件数については、2,516件と前年に比べ増加しました。

また、指導相談が適切に行われたかを確認するため、満足度に関するアンケート調査を実施した結果、実績値は86.7%となり、目標を達成しました。

○参考指標 2-1：市販酒類買上げ調査件数

(単位：件)

会計年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
調査件数	3,520	3,260	3,406	3,273	3,266

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注1) 市販酒類の買上げ調査件数は、各県ごとに①課税移出数量が多くかつ全体的に営業活動がなされている酒類製造業者の製造する酒類、②酒類製造業者全体から一定割合で抽出した者の製造する酒類を買い上げ、数年ですべての酒類製造業者から酒類を買い上げることとしています。

(注2) 平成19年度の実績値は、事務年度にて集計。

○参考指標 2-2：酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数 (単位：件)

会計年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指導相談件数	1,866	1,881	1,807	2,283	2,516

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 平成19年度の実績値は、事務年度にて集計。

◎業績指標 2-1：酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度 (単位：%)

会計年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
上位評価割合	(97.9)	(97.2)	78.9	86.1	85	86.7

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注1) 平成20年度までの数値は、技術指導・相談についてのアンケート調査において、「良かった」から「悪かった」までの5段階評価で「良かった」及び「概ね良かった」の上位評価を得た割合であり、括弧書きで記載しています。

アンケートは酒類製造業者を対象としており、酒類製造業者は高い水準の醸造技術が求められることから、平成21年度からは、アンケート調査を「極めて良かった」から「極めて悪かった」の7段階評価で行い、「極めて良かった」及び「良かった」の上位評価を得た割合に変更し、「概ね良かった」を上位評価に含めないこととします。なお、アンケート調査の概要についてはP141参照。

(注2) 平成19年度の実績値は、事務年度にて集計。

ハ 酒類の安全性にかかる成分の実態把握等

市販酒類買上げ調査において、食品衛生法で使用基準がある食品添加物や、含有量に規制のある汚染物質、さらには国内外で取り上げられている酒類の安全性にかかる成分について調査した上、その結果について国税庁ホームページの「酒類の品質及び安全性の確保」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/anzen/index.htm>)で公表しました。

また、食品の成分等に関する国際規格を定めているコーデックス委員会において平成23年7月に、特定の果実を原料とした蒸留酒に生成するカルバミン酸エチル(汚染物質の一種)の低減策を取りまとめた実施規範が策定されたことから、国税庁ホームページに「酒類中のカルバミン酸エチルについて」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/anzen/joho/joho01.htm>)を開設するなど、酒類製造業者に対する指導相談や情報提供を実施しました。

二 酒類の安全性確保

福島第一原子力発電所事故の発生を受け、食品の安全性に対する国民の強い関心を踏まえ、酒類の安全性の確保に万全を期す観点から、酒類総合研究所と連携し以下の施策を実施しました。

(イ) 国内全ての酒類製造業者に対して、放射能汚染防止のため遵守すべき事項や、放射線に関する基礎知識などの技術情報を提供しました。

(ロ) 酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認しました。

(ハ) 安全な酒類製造を進める上での技術的疑問点などに関する技術相談に対応しました。

また、放射能分析の結果については、随時国税庁ホームページ「酒類等の放射能分析結果」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/anzen/radioactivity.htm>)で公表しています。なお、平成24年5月末現在、全国約2,800点の酒類及び醸造用水について分析を行いました。食品衛生法上の新基準値(平成24年4月1日施行)を超過するものはありませんでした。

ホ 酒類製造業者に対する表示事項確認調査

消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類買上げ調査の結果を踏まえ、適正な表示が確保されるよう指導等に努めました。

○参考指標 2-3：酒類製造業者に対する表示事項確認調査実施件数 (単位：件)

事務年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
調査実施件数	1,347	1,322	1,170	930	914

(出所) 課税部酒税課調

(2) 酒類の公正な取引環境の整備

[平成23事務年度実施計画]

酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、平成18年8月に公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」(以下「指針」といいます。)を引き続き周知するとともに、取引状況等実態調査を実施し、指針に則していない取引(合理的な価格の設定が行われていない等)が認められた場合には改善を指導し、必要に応じて公正取引委員会と連携して、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みます。

なお、改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促します。

[施策の実施状況]

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、指針について引き続き周知・啓発を行うとともに、これに基づき、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる大規模事業者等に対し、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況等実態調査を実施しました。

調査の結果、指針に即していない取引が認められた場合には、文書等により改善指導を行うとともに、必要に応じて公正取引委員会と連携して対応しました。

なお、改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促しました。

その結果、業績指標に掲げた「酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合」については87.6%となり、目標を達成することができました。

○参考指標 2-4：酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数 (単位：件)

会計年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
調査件数	2,160	3,257	3,259	2,225	1,797

(出所)「酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 平成22事務年度分(平成22年7月～平成23年6月)」(平成23年12月 課税部酒税課) (<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/111222/pdf/01.pdf>)

◎業績指標 2-2：酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合 (単位：%)

事務年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					目標値	実績値
改善割合	62.0	80.9	92.3	92.6	80	87.6

(出所)「酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 平成22事務年度分(平成22年7月～平成23年6月)」(平成23年12月 課税部酒税課) (<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/111222/pdf/01.pdf>)

(注) 改善割合とは、フォローアップ調査を実施した場数のうち、改善指導を行った取引等のすべて又は一部が改善された場数の割合をいいます。

(3) 構造・経営戦略上の問題への対応策

イ 経営改善等に対する支援

[平成23事務年度実施計画]

酒類業の経営改善等に対しては、業界動向を客観的に把握・分析してその結果を情報提供することにより、酒類業者が経営上の問題点を認識して適切な企業経営を図れるよう支援します。

また、酒類業組合等の要請に基づき、経営指導の専門家等による研修の実施や国税庁ホームページなどによる成功事例、各種中小企業施策に関する情報提供を引き続き行うとともに、官民の役割分担

を踏まえ必要な支援をします。

[施策の実施状況]

酒類業の経営改善等に対しては、引き続き、①業界動向を客観的に把握・分析して、その結果を国税庁ホームページを活用して情報提供するとともに、②経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催し、中小酒類業者における経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行い、経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。

ロ 輸出環境の整備等

[平成23事務年度実施計画]

酒類業の活性化に向けた取組の一環として、官民の役割分担に配慮しつつ、日本産酒類の輸出環境の整備に取り組みます。

また、我が国が推進する経済連携協定等の締結交渉（EPA締結交渉等）については、国内酒類産業の実情を踏まえつつ適切に対処します。

[施策の実施状況]

福島第一原子力発電所の事故を受け、我が国から輸出される酒類については、一部の輸出先から政府等が発行する輸出証明書を求められているため、国税局において輸出酒類に係る輸出証明書を発行する体制を整備し、平成24年6月末時点の累計で3,617件発行しました。さらに、輸出先に対しては、規制の解除・緩和の働きかけを外務省を通じて行い、その結果、EUについては、酒類の一部品目（清酒、ウイスキー、しょうちゅう）が規制対象から除外されました。

また、国際会議のレセプションを始めとする政府行事等において日本産酒類を使用する旨の働きかけ、在外公館主催の日本産酒類セミナー等における講師派遣等を実施しました。

ペルーとの間では、酒類に係る関税の引下げ又は撤廃が盛り込まれた経済連携協定（EPA）が平成24年3月1日に発効しました。平成23事務年度に実施された経済連携協定（EPA）交渉においては、政府の方針の下で、国内酒類業界や将来的な他国との交渉に与える影響も考慮しつつ、輸出環境整備の観点から対応しました。

ハ 単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化の促進

[平成23事務年度実施計画]

日本酒造組合中央会では、単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化に資するため、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」（以下「清酒業等安定法」といいます。）に基づき、蒸留廃液（いわゆるしょうちゅう粕）処理設備の購入等に係る助成、構造改善や経営の近代化等に関する調査・研究、人材育成のための研修等の事業を行っています。

これらの事業は、中小企業が多数を占める単式蒸留しょうちゅう業界にあって、個々の企業の自助努力だけでは難しいことから、補助金等を交付し支援していきます。

（注1）単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化促進のための支援については、清酒業等安定法に基づき、日本酒造組合中央会に基金（単式蒸留しょうちゅう業対策基金）を設け、その運用益等により実施してきたところですが、第3回行政刷新会議（平成21年11月）における基金の見直し方針に基づき、当該基金の原資となった補助金相当額を国に返納し、平成22年度から必要額を毎年度の予算措置（単式蒸留しょうちゅう製造業近代化事業費等補助金）に切り替えることとしています。

（注2）従来、蒸留廃液は海洋投入による廃棄処分が行われてきましたが、海洋汚染防止の観点から採択されたロンドン条約への対応のため、その全量を陸上処理に移行することとしています。

[施策の実施状況]

単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化に資するため、日本酒造組合中央会に対し補助金（平成23年度執行額：271百万円）を交付し、日本酒造組合中央会が実施する事業の支援に努めました。

なお、日本酒造組合中央会においては、交付を受けた補助金により、蒸留廃液処理設備の購入等に係る助成、構造改善や経営の近代化等に関する調査・研究、人材育成のための研修等の事業を実施しました。

特に、重点事業として実施している蒸留廃液処理設備の購入等に係る助成事業について

は、処理設備の設置促進が図られてきた結果、平成22年度において陸上処理割合100%を達成しています。これを維持するため、平成23年度においても、引き続き必要な設備の更新、高度化処理等に係る助成事業を行いました。

日本酒造組合中央会では、今後も引き続き陸上処理割合100%が維持できるよう必要な事業を行っていくこととしています。

○参考指標 2-5：蒸留廃液の陸上処理割合 (単位：%)

会計年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
陸上処理割合	95.9	97.1	98.2	100.0	100.0

(出所) 日本酒造組合中央会調

(4) 独立行政法人酒類総合研究所との連携

[平成23事務年度実施計画]

酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応のほか、原料・製造方法等により、酒類の品目及び税率が定められている酒税の課税や適正表示に関する高度な分析などについて、独立行政法人酒類総合研究所と連携して行います。

[施策の実施状況]

酒類の放射能分析のほか、原料・製造方法等により、酒類の品目及び税率等が定められている酒税の課税や適正表示のため、使用原料を推定するといった高度な分析についても酒類総合研究所と連携して行いました。

また、コーデックス委員会において議論されている酒類の安全性に係る食品添加物や汚染物質について、酒類総合研究所と連携し、実態把握のための酒類の分析や汚染物質の低減方法の検討を行い、その結果等に基づいて、酒類製造業者に対し、指導相談や情報提供を行いました。

(5) 未成年者飲酒防止対策等の推進

[平成23事務年度実施計画]

未成年者飲酒防止等の社会的要請に対応するため、酒類販売管理研修実施団体に対して適切な酒類販売管理研修の実施について指導を行うほか、酒類販売業者の酒類販売管理者選任義務や未成年者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況について、酒類の販売管理調査の適切な実施に努めるなど、酒類の適正な販売管理の確保に努めます。

さらに、関係各省庁と連携して全国的な広報啓発活動を行うほか、酒類業界が取り組んでいる未成年者飲酒防止キャンペーンや酒類自動販売機撤廃の取組等について支援するなど、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図ります。

[施策の実施状況]

酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類販売管理研修実施団体に対して、酒類販売管理研修の適切な実施について指導しました。また、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、酒類販売管理協力員等を通じて17,543場の酒類小売販売場の情報収集を行うとともに、10,305場に臨場して酒類の販売管理調査を行い、問題が認められた販売場に対しては改善を指導しました。

また、毎年4月の「未成年者飲酒防止強調月間」において、関係省庁と連携した啓発活動を実施するなど、適正な販売管理体制の整備が図られるよう努めました。

なお、関係組合等が実施した「未成年者飲酒防止キャンペーン」や酒類自動販売機撤廃の自主的な取組を支援するとともに、年齢確認ができない従来型機の酒類自動販売機については、更なる減少に向けて引き続き撤去を指導しました。

○参考指標 2-6：酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認場数 (単位：場)

会計年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
確認場数	20,770	20,727	21,549	21,457	17,543

(出所) 課税部酒税課調

○参考指標 2-7：酒類販売管理調査場数 (単位：場)

事務年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
確認場数	16,466	11,600	15,426	13,867	10,305

(出所) 課税部酒税課調

○参考指標 2-8：酒類自動販売機の設置状況 (単位：台)

会計年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
設置台数	内12,784 33,763	内9,873 29,685	内8,943 29,246	内7,688 26,830	内6,652 26,128

(出所) 『酒類自動販売機の設置状況』(平成23年4月1日現在)の公表について(平成23年11月 課税部酒税課)
(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/jihanki2011/02.htm>)

(注1) 翌年度4月1日現在の状況です。

(注2) 内書きは、未成年者のアクセスの防止が可能となるよう技術的改良がなされた酒類自動販売機以外の酒類自動販売機の設置台数を示します。

(注3) 22年度は、東日本大震災の影響のため、仙台局を除いた計数となっています。なお、21年度の仙台局を除いた設置台数の内書きは28,073台、内書きは8,693台となります。

(6) 酒類に係る資源の有効な利用の確保

[平成23事務年度実施計画]

酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、引き続き周知・啓発に努めます。

[施策の実施状況]

10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」において、酒類業者や消費者における酒類容器のリサイクルへの取組が一層推進されるよう、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行い、酒類に係る資源の有効な利用の確保に努めました。また、平成24年度から新たに一部の業種について食品廃棄物の発生抑制の暫定目標値が設定されることとなったことから、酒類業者に対して当該暫定目標値の周知を行うとともに、暫定目標値の設定対象外となった業種においても、食品廃棄物の発生抑制に努めるよう酒類業団体を通じて啓発を行いました。

○参考指標 2-9：酒類業組合等に対する行政施策の説明回数 (単位：回)

会計年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
説明回数	12,218	10,425	9,376	8,279	8,617

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 説明回数は、説明会等において複数の行政施策を説明した場合には、重複して集計しています。

なお、行政施策の説明は、税制改正や制度改正等の周知等を目的としており、各年度によって、開催回数に変動があります。

(注2) 平成19年度の実績値は、事務年度にて集計。

4. 平成22事務年度実績の評価結果の平成23事務年度施策等への反映状況

酒類の安全性の確保と品質水準向上への対応については、市販酒類の分析等や酒類の表示義務事項等の確認を行うほか、酒類総合研究所の研究結果を活用しつつ、製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施しました。

中小酒類業者の経営改善等については、酒類業組合等からの要請に基づき経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、酒類業者の自主的な取組を支援したほか、輸出環境の整備については、酒類輸出に関する手続についての情報提供や経済連携協定(EPA)締結交渉への対応等を行いました。

酒類総合研究所との連携による技術面における取組等については、酒税の課税や適正表示に関する高度な分析や、コーデックス委員会で議論されている酒類の安全性に係る食品添加物や汚染物質への対応等を行いました。

酒類の公正な取引環境の整備については、酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、指針を周知するほか、取引状況等実態調査を実施し、合理的でない取引が認められた場合には改善

を指導するとともに、必要に応じて公正取引委員会と連携して、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みました。

未成年者飲酒防止対策等の推進については、適正な販売管理体制の整備や、業界の自主的な取組への支援を行うとともに、酒類販売協力員を通じて収集した情報を活用するなどして、適切に酒類の販売管理調査を実施しました。

また、酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるよう、周知・啓発し、関係省庁と連携して法令に基づく適切な処理に努めました。

5. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

「目標を巡る現状・外部要因等の動向」については、「3. 平成23事務年度の事務運営の報告」において、業績指標・参考指標と併せて記述しています。

6. 今後の施策等に反映すべき事項

(1) 施策への反映に向けた提言

酒類の安全性の確保と品質向上については、市販酒類の分析等や酒類の表示義務事項の確認を行うほか、福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類等の放射性物質にかかる調査等必要な施策を行っていきます。また、酒類製造業者に対する指導相談の実施に当たっては、引き続き、酒類総合研究所の研究結果を活用しつつ、各製造場の状況に応じて具体的に対応するよう努めます。

中小酒類業者の経営改善等については、経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、引き続き、酒類業者の自主的な取組を支援していきます。

輸出環境の整備については、酒類の輸出に関する手続きの情報提供や経済連携協定（EPA）の締結交渉等への対応等を行っていきます。

また、平成24年5月には国家戦略担当大臣が「ENJOY JAPANESE KOKUSHU（國酒を楽しもう）」プロジェクトを立ち上げており、酒類業所管官庁として引き続き同プロジェクトに協力していきます。

単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化の促進については、中小企業が多数を占める業界にあって、個々の企業の自助努力だけでは難しいことから、引き続き補助金等の交付を行うことにより支援していきます。

酒類総合研究所との連携による技術面における取組等については、酒類の安全性、酒税の課税、適正表示などに関する高度な分析等を実施します。

酒類の公正な取引環境の整備については、引き続き、取引状況等実態調査の実施等を通じた指導に努めるとともに、必要に応じて公正取引委員会と連携して取り組みます。

なお、調査において改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促します。

なお、平成24事務年度実施計画においては、業績指標「酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合」について目標値を現行の80%から90%に引き上げました。

未成年者飲酒防止対策等の推進については、引き続き、適正な販売管理体制の整備や、業界の自主的な取組への支援を行うとともに、酒類販売協力員を通じて収集した情報を活用するなどして、適切な酒類の販売管理調査の実施に努めます。

また、酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が推進されるよう、引き続き周知・啓発に努めます。

(2) 平成25年度予算要求等への反映

消費者の立場に立ち酒類の安全性の確保等を図るとともに、未成年者飲酒防止等の社会的要請、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した酒類業の健全な発展に向けた諸施策について、コスト削減にも配慮しつつ、必要な経費の確保に努めます。

3 東日本大震災への対応

実績目標 1 関係（内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収）

7. 酒類業免許等・・・「業績目標 1-2-1」関係

[平成23事務年度実施計画]

被災した酒類製造場等に係る免許手続等について講じている弾力的措置について、被災状況等に応じて、引き続き、適切に対応します。

[施策の実施状況]

地震等により甚大な被害を受けた酒類業者及び酒類業組合等に対しては、その被害状況等を踏まえ、現行法令に基づき、免許等の手続や被災酒類に係る酒税相当額の還付手続について、酒類業者の事務負担の軽減などを図るため、前年度に措置した通達等に基づき、適切に対応しました。

また、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）」が平成23年12月14日に施行され、東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者の皆様については、平成23年4月に遡って「被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例」が適用されることとなったことから、酒類製造者に対して制度の周知に努めたほか、甚大な被害を受けたことの確認や特例適用対象者に係る酒税の減額更正の処理を行いました。

実績目標 2 関係（酒類業の健全な発達の促進）

[平成23事務年度実施計画]

東北地方を中心として、地震等により甚大な被害を受けた酒類業者及び酒類業組合等が多数あることから、被災状況や酒類業組合等からの要望を踏まえて復旧・復興への必要な支援を行うよう努めます。

また、福島第一原子力発電所における事故を踏まえた、酒類についての安全性対策、風評被害対策、輸出酒類に係る安全証明書の発行等について、適切に対応します。

[施策の実施状況]

地震等により甚大な被害を受けた酒類業者等に対する免許等の手続や被災酒類に係る酒税相当額の還付などを適切に行った（実績目標 1 関係 7. 「酒類業免許等」に掲げる施策）ほか、復興支援研修会の開催や情報提供等の支援を行いました。

また、福島第一原子力発電所の事故に伴う輸出先の輸入規制については、国税局において輸出酒類に係る輸出証明書の発行を行うなど適切に対応するとともに、輸出先に対する規制の解除、緩和の働きかけを外務省を通じて行いました。

1 被災した中小酒類業者に対する復興支援研修会の開催

中小企業診断士等の専門家を講師として、中小企業庁が実施している各種震災関連支援施策の紹介やその具体的な活用方法などをテーマとした、復興支援研修会を開催しました。

2 中小企業向け施策の効果的活用に向けた支援

中小酒類業者が活用可能な各種中小企業施策（中小企業等復旧・復興支援補助、東日本大震災復興特別貸付等）に関する情報提供をきめ細かく実施したほか、各種中小企業施策の活用に関する相談に対し、関係行政機関と協調して、復興事業計画の作成支援等を含め適切に対応しました。

3 原発事故に伴う輸出先の輸入規制への対応

福島第一原子力発電所の事故を受け、我が国から輸出される酒類については、一部の輸出先から政府等が発行する輸出証明書を求められているため、国税局における輸出酒類に

係る輸出証明書を発行する体制を整備しました。さらに、輸出先に対しては、規制の解除・緩和の働きかけを外務省を通じて行い、その結果、E Uについては、酒類の一部品目（清酒、ウイスキー、しょうちゅう）が規制対象から除外されました。

【注：実績目標 2 3. (3)ロ「輸出環境の整備等」の再掲】

4 酒類の安全性確保

福島第一原子力発電所事故の発生を受け、食品の安全性に対する国民の強い関心を踏まえ、酒類の安全性の確保に万全を期するため、酒類総合研究所と連携し以下の施策を実施しました。

- (1) 国内全ての酒類製造業者に対して、放射能汚染防止のため遵守すべき事項や、放射線に関する基礎知識などの技術情報を提供しました。
- (2) 酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認しました。
- (3) 安全な酒類製造を進める上での技術的疑問点などに関する技術相談に対応しました。
また、放射能分析の結果については、随時国税庁ホームページ「酒類等の放射能分析結果」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/anzen/radioactivity.htm>)で公表しています。なお、平成24年5月末現在、全国約2,800点の酒類及び醸造用水について分析を行いました。食品衛生法上の新基準値（平成24年4月1日施行）を超過するものはありませんでした。

【注：実績目標 2 3. (1)二「酒類の安全性確保」の再掲】